平成３０年（フ）第１３５号
群馬県前橋市下沖町170番地２
債務者　髙**橋**　和子
１　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第７７号
千葉県銚子市田中町1494番地
債務者　東　　忍
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２３９号
川崎市宮前区宮崎263番地１　ハイツ小高201
債務者　犬塚　勝英
１　決定年月日時　平成30年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
相模原市中央区相生２丁目15番20号　Ｓｈｙ－Ｒ淵野辺305
債務者　村田　淳也
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２１号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目25番21－403号
債務者　伊東　哲也
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２７号
相模原市南区豊町６番12号
債務者　蓑田　舞子
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２３１号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目28番12号セトル103
債務者　小原　夕佳（旧姓朴）
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２３２号
相模原市中央区横山４丁目５番４－607号
債務者　吉田　美江
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２３３号
相模原市緑区西橋本２丁目19番16号　ハイム飛鳥101
債務者　入澤　英希
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４２号
岐阜県多治見市笠原町2668番地の１
債務者　荒武　安子
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第１６１号
静岡県御殿場市中畑1575番地の５
債務者　田北由佳理
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第３５５号
京都市南区東寺町550　パステルマンション105号室、住民票上の住所京都市南区西九条大国町51番地
債務者　岩井　由州
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４３６号
京都府木津川市山城町平尾不知田102番地１　グランドゥール105号
債務者　安倍　豊彦
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第４９０号
京都市右京区梅津畚原町37番地13
債務者　仲井　留美
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５９３号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町32番地　ビラデリンネ211号
債務者　小森優里香
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５９７号
京都府向日市寺戸町東野辺41番地の９
債務者　高畑　繁美
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６０７号
京都市中京区壬生賀陽御所町64番地
債務者　坂口　紀子
１　決定年月日時　平成30年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係